

# マイナンバーカードの申請後 まだ受け取られていない方へ

▶問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



マイナンバーカードを申請すると、1カ月前後でご自宅に交付通知書(はがき)が役場から届きます(※)。交付通知書(はがき)をよくお読みいただき、必要な持ちものをご持参のうえ役場住民係にお越しください。

※交付申請書などに不備がある場合を除きます。

## 本人が受け取りを

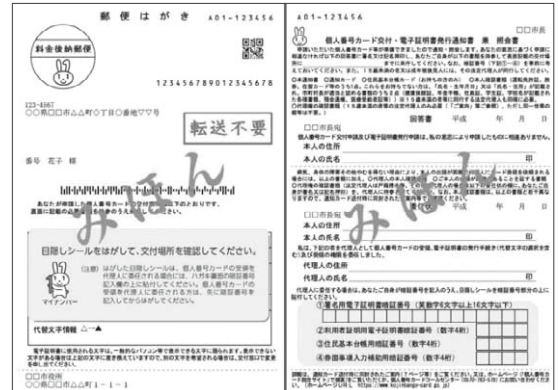
マイナンバーカードは、本人であることを証明する公的な本人確認書類であるため、厳格な本人確認を行ったうえで交付することと法令などで決められています。仕事・学業の都合や多忙により本人が受け取れないといった理由で、代理人による受け取りはできません。夏休みなどの長期休暇を利用してお受け取りいただきますようお願いいたします。

なお、役場の開庁時間に行くことが難しい場合や、病気・身体の障害・未就学児であるなどのやむを得ない理由で本人が窓口に行くことが難しい場合は、役場住民係へ電話でご相談ください。

## 必要な持ちもの

- 交付通知書(はがき、または再発行の方はA4サイズ)
- 通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている方)
- 本人確認書類(次の①か②)
  - ①運転免許証・旅券・写真付きの住民基本台帳カード・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
  - ②①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード(以前に申請し、交付を受けたことがある方)

## ◆交付通知書(はがき)



## ◆通知カード



# マイナポイントをもらうための 申込み・チャージまたはお買い物は12月末まで

▶問合せ 企画課広報統計係 ☎ 24-5111 (内線141)



マイナポイントの対象期間が、令和3年9月から12月末までに延長されました。

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイント取得の対象となります

- ①マイナンバーカード受取後、マイナポイントの予約・申込を行います。
- ②今年12月末までにチャージまたはお買い物をする事で上限5,000円分のポイントを受取ることができます。